令和８年度Ａ類疾病の定期接種対象年齢表

令和８年度版（R8.4.1～R9.3.31）

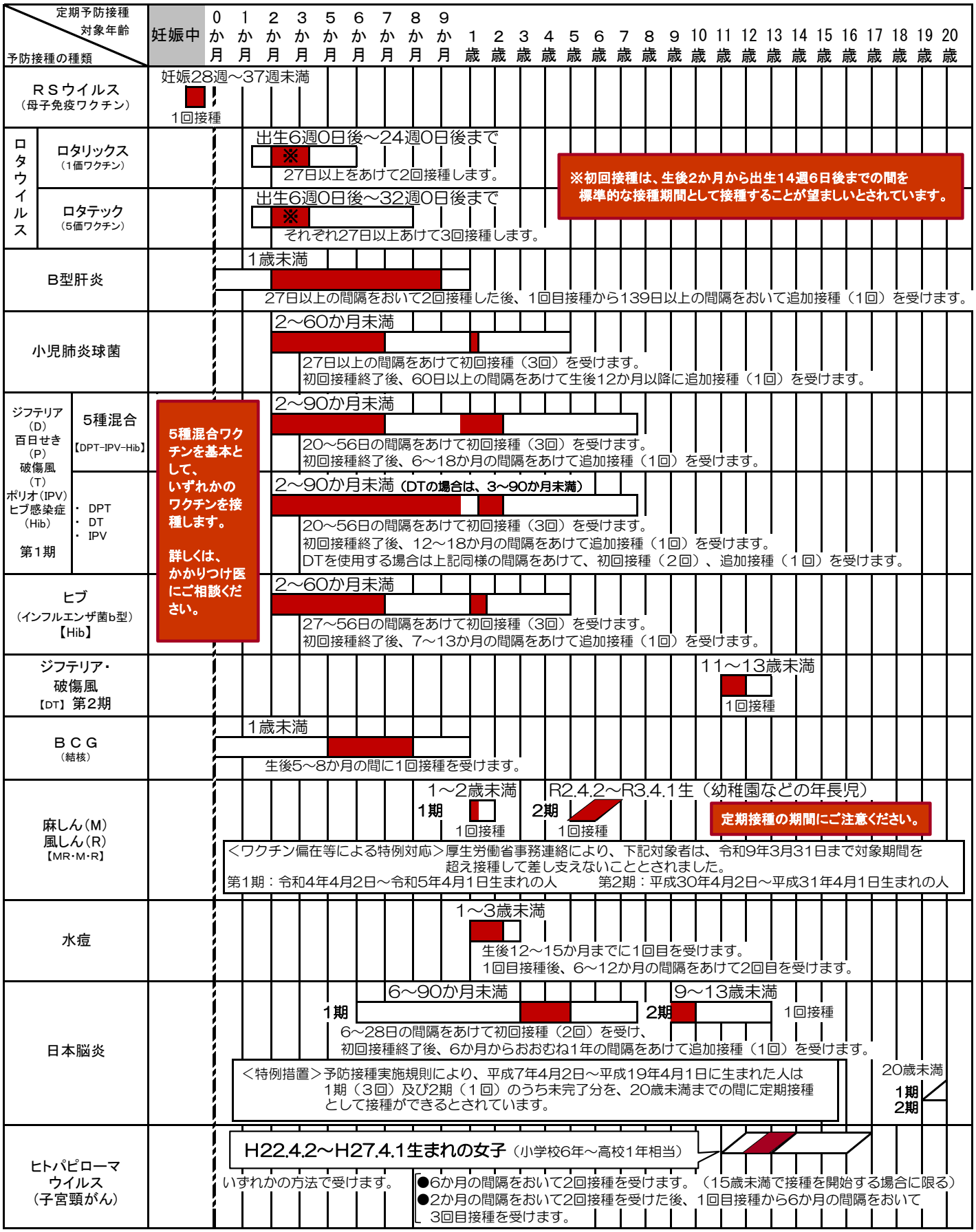

○上の表の ■ ▰ および □ ▱ は、予防接種法で定められた定期の予防接種の対象者です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間（標準的な接種期間）である ■ ▰ の期間中にできるだけ接種を受けましょう。

○同じ種類のワクチンを複数回受ける場合は、予防接種ごとに決められた接種間隔を守る必要があります。上の表では、標準的な接種間隔を記載しています。具体的な接種スケジュールについては、かかりつけ医と相談し、計画的に接種を受けましょう。

○長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかった等、特別の事情があり予防接種を受けることができなかったと認められる人について、特別な事情がなくなった日から起算して２年間、定期の予防接種の対象（ロタウイルス感染症及びＲＳウイルス感染症を除く）となります。（ただし、ヒブは１０歳に達するまで、小児用肺炎球菌は６歳に達するまで、ＢＣＧは４歳に達するまで、５種混合【ＤＰＴ－ＩＰＶ－Ｈｉｂ】は１５歳に達するまでを年齢上限とします。）